

(一般競争入札用)

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

一般競争入札とする。

ただし、入札者がいないとき、又は、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。

2 入札の条件等

(1) 入札保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第248条に定める入札保証金は入札金額の100分の3の額とする。

ただし、財務規則249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（税抜き金額）

(3) 落札者

予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(4) 契約保証金

規則第228条に定める契約保証金は委託料の100分の5の額とする。

ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(5) 委託期間

120日とする。

ただし、委託の着手時期は契約締結の日から7日以内において委託者が指定する日とする。

(6) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したとき確定する。

(7) 委託契約書

別紙「外壁劣化調査業務委託契約書」のとおり

(8) 最低制限価格

本業務では、地方自治法施行令第167条の13において準用する同法施行令第167条の10の2第2項に基づき最低制限価格を設定していることに注意すること。